

のとしん災害復旧ローン（令和6年能登豪雨）

2024年12月20日現在

1. 商品名	のとしん災害復旧ローン（令和6年能登豪雨）
2. 取扱期間	2024年10月28日（月）～2025年9月30日（火）
3. ご利用いただける方	<p>当金庫の営業地域内に居住あるいは勤務（営業）し、「日本国籍を有する者」、または在留資格が「永住者」「特別永住者」である方で、以下の条件を全て満たす方</p> <p>① 令和6年能登豪雨により住宅、家財、自動車等に被害（家族の被害を含む）を受けた方</p> <p>② 年齢が満18歳以上の方</p> <p>③ 安定継続した収入のある方</p> <p>④ 一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という）の保証が得られる方</p> <p>⑤ 反社会的勢力に該当しない方</p>
4. お使いみち	<p>① お申込人またはお申込人のご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が生活再建のために必要とする次の資金</p> <p>a. 自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 <p>b. 教育関連資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学する学校等への納付金（最長1年分） ・ 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） <p>※ 申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c. 住宅・リフォーム関連資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金、耐震工事資金、建物解体費用およびそれに伴う諸費用 <p>※ 売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>d. 医療費</p> <p>※ 申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>e. その他物品購入・修理資金、サービス購入資金</p> <p>※ 申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>② お申込人が必要とする生活資金</p> <p>※ 1顧客1回限り、100万円以内</p> <p>③ お申込人が当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>※ フリーローンを除く</p> <p>※ ①または②と合わせた申込みに限る</p>
5. ご融資形式	証書貸付
6. ご融資金額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
7. ご契約期間	3ヶ月以上15年以内
8. ご融資利率	<p>年0.50%（変動金利型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫が定めるのとしん長期基準金利を基準に毎年4月1日と10月1日（基準日）に見直し、基準日の翌日以降最初に到来する約定返済日の翌日から新金利が適用になります。
9. ご返済方法	<p>毎月元利均等返済（ボーナス併用返済可）</p> <p>※ 元金返済の据置期間は1年以内となります。但し、お使いみちが教育関連資金のみの場合は、卒業予定月まで据置可能です。</p> <p>※ お借入金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用も可能です。</p>
10. ご返済額	当金庫の本支店窓口やホームページでご返済額の試算ができます。

11. 保証人・担保	しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
12. 保証料	しんきん保証基金への保証料が必要となりますが、ご融資利率に含まれていますので別途お支払の必要はありません。
13. 手数料	条件変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要です。
14. 支払方法	ご融資金は、可能な限りお支払先等へのお振込とさせていただきます。
15. ご用意いただくもの	<p>① 返済用普通預金口座（総合口座）のお届け印</p> <p>② ご本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証をお持ちの方 運転免許証 ・ 運転免許証をお持ちでない方 個人番号カード、健康保険証、パスポート、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか <p>※ 健康保険証をご提示の場合は、他に住民票抄本や公共料金の領収書等もご用意ください。</p> <p>㊥ 日本国籍以外の方は本人確認書類に加え、下記の書類をご用意ください。 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等</p> <p>③ 年収確認書類（ご融資金額 100 万円以下は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の方 公的所得証明書、源泉徴収票 ・ 自営業者の方 公的所得証明書、確定申告書 ・ 年金受給者の方 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書 <p>④ 資金使途確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書、注文書、請求書等資金使途が確認できる書類（資金使途が自家用車購入の場合は、納車後に車検証[写]をご提出いただきます。） ・ 融資残高確認書類（借換資金を含む場合） <p>⑤ 罹災証明書（ご融資金額 500 万円以下は不要）</p>
16. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>< 苦情処理措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 <p>< 紛争解決措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
17. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 審査過程でご提出いただきました書類等はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ・ ご融資金は、可能な限りお支払先等へお振込みさせていただきます。 ・ 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただきます場合があります。 ・ その他の詳細については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせください。